

様式第3号

会 議 録

会議名 (付 属 機 関 等 名)		川西市上下水道事業経営審議会 部会 (第 4 回)	
事務局 (担 当 課)		川西市上下水道局経営企画課	
開催日時		平成 2 4 年 9 月 2 5 日 (火) 18 : 00 ~ 19 : 05	
開催場所		川西市役所 4 階 庁 議 室	
出席者	委員	藤井 秀樹、木本 圭一、宮本 幸平	
	その他		
	事務局	上下水道事業管理者、上下水道局長、経営企画室長、水道技術室長、水道技術室参事、経営企画課長、営業課長、給排水設備課長、水道技術課長、浄水課長、経営企画課副主幹、経営企画課主査	
傍聴の可否		可	傍聴者数 1 名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 答申(素案)について</p> <p>(2) 次期開催日時について</p> <p>3 閉会</p>	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

審 議 経 過

(司会者)ご案内の時刻になりましたので、ただ今から川西市上下水道事業経営審議会第4回部会を開会させていただきます。本日は、大変お忙しい時期にもかかわらず、部会委員の皆様には出席賜りましてありがとうございます。それでは、部会長、これより議事進行をよろしくお願いいたします。

(部会長)当部会については会議の傍聴を認めることとしておりますが、本日の傍聴人はおられるでしょうか。

(事務局)傍聴人はいません。

(部会長)これより議事に入ります。まず、第1番目の「答申(素案)について」を議題とします。第2回経営審議会で、答申書(素案)は部会で作成することが承認されましたので、使用者代表委員の意見を参考にしながら、審議してまいります。

部会資料4 - 「答申書(素案)の骨子」を配布しています。この骨子について説明します。1つ目「はじめに」は、どういう内容を付託されているのかを記します。2つ目「水道事業の現状」では、(1)は水道事業の概要で、平成23年度の給水人口、配水量、施設の状況など、(2)は水道用水源、(3)は水需要で、これまでの給水人口の推移を踏まえた水需要動向と節水器具の発達等による減少要因であります。3つ目「水道事業の財政状況」では、(1)は財政状況で、現状の財政状況、(2)は資金状況で、事業を実施する上での資金の裏付であります。4つ目「川西市水道ビジョン前期の検証」6つ目「川西市後期水道ビジョンの計画」は審議会報告、部会報告に踏まえた内容となります。すでに配布しています「経営審議会部会報告」が基本であります。意見をいただきたいのは5つ目「将来のあるべき姿と基本理念について」であります。平成20年の水道ビジョン全体計画の答申書に項目がありますので、同様にあげております。

【傍聴人1名会議途中から入室】

(委員)部会長の骨子案ですが、よくまとまっています。5つ目の「将来のあるべき姿と基本理念について」は、6つ目「川西市後期水道ビジョンの計画について」に入れ込んだ方がよいです。

(部会長)将来的な部分であれば計画に、ビジョンであれば、「はじめに」に記載します。他に意見はありませんか。

(委員)この骨子案では5つ目の「将来のあるべき姿と基本理念について」は、6つ目「川西市後期水道ビジョンの計画について」に入れ込んだ方がよいと私も考えます。

(部会長)5つ目の「将来のあるべき姿と基本理念について」はタイトルを削除し、内容

が計画の前段階になるようなものであれば、6つ目に入れ込み、ビジョンの基本理念を確認するものであれば、「1.はじめに」入れ込むということで、修正させていただきます。これ以外に漏れている項目はありませんでしょうか。使用者代表委員の意見は後で審議しますが、基本的にはそれぞれの骨子に入れ込みます。入り込まれない部分は、「おわりに」で触れます。この骨子の原案では、市民の意見一覧というタイトルでの集約はしていません。

(委員) 部会資料4 - 「使用者代表委員からの意見」は、基本的には部会長の答申素案骨子に盛り込むことができます。骨子は使用者代表委員の意見を網羅した形になっていますが、資料4 - の「その他」が、骨子に該当項目がないです。第2回経営審議会では、使用者代表委員の貴重な意見がありましたので、できるだけ反映させるべきであります。

(部会長) 委員の意見は、「その他」の意見を骨子にタイトル付とするのか。「おわりに」に付記するのか。2方法のどちらかということですが、意見はありませんか。

(委員) 将来ビジョンの本筋とは違いますので、「おわりに」での付記の方が良いです。

(部会長) どうでしょうか。

(委員) 了解です。

(部会長) 了解しました。部会として骨子素案をお認めいただきましたので、骨子に含まれないものは、「おわりに」で記述します。

(部会長) 第2回経営審議会で、川西市水道ビジョン前期の検証及び後期の計画について、使用者代表委員から、熱心な質問、意見等がありました。その内容をまとめていますので、意見を答申素案に取り入れていきます。部会資料4 - 「第2回経営審議会における使用者代表委員からの意見」をご覧ください。

これについて、意見をお伺いします。1番目、検証の部分では「他の市民に聞くと、川西市の水道水はおいしいが、料金が低い。尼崎市は障がい者は無料に近い。川西市ももう少し安ければいいのだが。」また、「料金が上がるのではないかと心配している人がある。」との意見でした。市民にとって料金は安いに越したことはありません。他市では施策により料金を安くしているところもあります。川西市の料金問題についての意見ですが、意見をこのままというわけにはいきません。施策は、即というのが非常に難しい問題であります。結局、収益的収入及び支出の実績を検証する中で、料金値上げの予定はないということに焦点を置いて、答申素案に含めていくこととなります。意見はありますでしょうか。

(委員) 味はよいが料金が高いというのは事実です。料金が高いことに着目するのであれば、その理由を簡単に書き込むべきだと思います。料金は、地形的な条件で、平地で均質

の市街地が広がっているところと比較すると山間部は高くならざるを得ません。また、早くから市街地が開けているところは、減価償却費等が安くなり、新しく開発されたベッドタウンは高くなります。理由を説明すれば、納得はしてもらえます。更に、後期の途中で赤字が見込まれており、その対応は過年度の内部留保資金、利益剰余金の取り崩しで市民に還元し、料金値上げはしないことが、今回の審議会の一つの枠組みであります。この論理構成で、料金が高い疑問に答えたことになるのではないのでしょうか。

(部会長) 了解です。

(委員) 尼崎市が障がい者に対する料金に対する施策があるのか。料金が安い状況であるのか。どうでしょうか。

(事務局) 尼崎市は、水源等の開発が早かったこともあり、料金は川西市より安い状況です。障がい者に対する料金施策は、実施していません。

(委員) 料金のことは、審議会の議題になっていないので、骨子にもありません。市民の皆さんが高いと言われているのは、標準的な家庭の使用量を想定した場合、その料金体系にあります。たとえば、市内に法人等の事業所が多くある場合は、大口使用者から料金を回収することとなっていますので、相対的に標準的な家庭は安くなります。川西市の場合、このような状況ではないので、そういう意味では平等です。具体的な数値はないので、確証はできませんが、そのような論点もあります。

(事務局) 川西市の歴史的な水道料金体系があります。ベッドタウンとして急速に発展し、それに対する水供給ため、水源確保に奔走した時代があります。そうすると、水を節約してもらうため、料金体系に急勾配をつけた。それが、現状の料金体系にも反映しており、第6段が370円、第1段が60円、その格差が6.2倍であります。1ヶ月20m³では近隣市より料金が高い状況となっています。

(委員) 逓増性は成長期の料金体系です。使用量を抑制していくための体系です。今回はその審議会ではありませんが、将来的には、水需要が伸びない状況では逓増性を見直すこともあるかもしれません。

(部会長) 料金値上げをしないことは、計画の中で明確にしています。他市との料金関係は歴史的背景や水源確保において異なってきます。これは料金のことなので、川西市の特徴を何らかの形で記載します。障がい者の方への施策は答申素案では触れることはできません。部会資料4 - 「2 水道ビジョン後期計画の収支計画」で、「分担金収入の減少が予想されるが、代替りの財源を確保する必要があるのではないか」の質問は、審議会報告の収益的収支計画で説明できています。

(委員) 第2回審議会で言いましたが、いろいろな呼び方はありますが、資本維持費は日本水道協会では3%としています。

(事務局) 委員が言われました資本維持費は、料金改定時に資産維持費として、資産額に対して自己資本比率として50%、その額の2%を年間の額として、料金算定に上乗せしています。

(委員) 資産額の半分に2%を乗じているは、激変緩和であります。半分にする確たるものはありません。分担金収入が長期的には減額となることが見込まれる中で、それに代わる何かを考えた場合、やはりこの部分を厚くすることも、将来的には考えるべき課題であります。

(部会長) 部会報告は、5年間の計画では確保できるとの結論です。この質問は5年間の計画に関する意見なので、回答ができていくという理解でよろしいでしょうか。

(委員) 結構です。

(部会長) 鉛製給水管の更新について、使用者代表委員からの意見は、「24年度の達成目標43%で、更新には20年かかります。他市に比べて残存率が高くなっています。安心して水を飲める人の割合が70%となっていますが、これは残っていることを知らないから飲めると思っているのではないか。」「一般の市民は知らないと思いますので、安全性について積極的に広報してほしい。」であります。部会へは事務局から水質検査の充実、広報の実施の説明がありました。更新の進捗状況が周知されると、未実施の市民の方々にどのように説明するのかであります。これについて、どのように答申に折り込むべきでしょうか。

(委員) 第2回審議会では、厚生労働省の水質基準は十分にクリアしている説明でした。それは理解しますが、安全であれば、なぜ取り替える必要があり、他方、取り替えるのに、安全ですから飲んでくださいというのは、辻褄が合いません。客観的には、水質は問題ないですが、より安全な水道水の供給という課題から更新されています。しかし、更新には20年間かかり、更新が進んでくると、たとえば、10年間も待たされた市民に疑問が出てきます。やはり、可能な範囲でスピードアップを図っていくというスタンスはあります。この問題を審議した時に、優先する事業計画との関係、マンパワーの制約など、一気に実施できない状況であります。確かにそうですが、「できるだけスピードアップを図っていくような努力をする」という表現がよいのではないですか。

(部会長) わかりました。

(委員) 鉛製給水管を全部撤去するのが現状の工事のやり方です。重点箇所を工事するこ

とにより、鉛の割合が緩和されるというやり方はできないですか。

(事務局)鉛製給水管は、道路部分と宅内に使われています。事業体によっては、道路部分を優先して更新しています。川西市の考え方は、全部を撤去するため、宅地内までのすべてを撤去しています。そのため、マンパワーが必要となっています。

(委員)市民の方にとって、家庭の残存率が少しでも減っていますという広報になればと考えました。

(委員)20年かかるので、待ってほしいというのは市民の方々も承知しない。結果として20年はかかるかもしれないが、最初から20年というのはどうでしょうか。公平性ということからすると、更新年度に大きな差異がでることは、市民感覚としてなかなか理解しにくい部分です。

(部会長)実現可能性までを考えるのは審議会の役割ではありませんので、答申素案としては、「スピードアップを図る。」という文言にしたいです。

(委員)部会資料4 - の骨子2ページの6の(1)安心して飲める水道水の項目が鉛製給水管の更新だけです。鉛製給水管の鉛のことばかりがクローズアップされてしまいますので、それ以外の項目を追加したらどうでしょうか。

(委員)水質管理の充実は鉛製給水管だけでなく、水道水に対する必要な取り組みです。区別した項目で記述した方がよいかもかもしれません。

(部会長)6の(1)を1項目だけでなく、安心して飲める水道水に関して、水質管理の項目を追加しますか。

(委員)鉛製給水管だけの水質管理をするのではないです。

(部会長)わかりました。答申素案は水質管理を別項目として追加します。(2)安定した給水の確保は4点ありますが、これについての市民代表者委員の意見はありませんでした。部会報告どおりに、ほぼ記述します。5配水池の計画、基幹管路の更新、水運用体制の確立では兵庫県との関係で必須ということでもあります。(3)運用基盤の強化でも経営状況の部分では意見はありませんでしたので、部会報告どおりに、ほぼ記述します。技術の継承では、「定年が近い職員が多い。定年後の再雇用もしているが、補充を計画的にしないと人材が偏ってしまう。平均的な年齢構成が望ましい。」というご意見がありましたが、部会報告でも「年齢層が高く、新規の職員を採用するなどの若返りにより定年までの経験年数を長くすることを継続して実施すべき」との意見であり、同様な質問でありましたので、部会報告案どおりとします。

窓口業務の包括委託は、「行政が望ましい」、「協働・地方分権がキーワードになっていて、コミュニティで行うことができないのか」、「実際コミュニティへ委託するのは難しく、専門性が必要である」という意見がありました。コミュニティの協働と参画については、今回の答申素案でどのようにしましょうか。

（委員）予想をしなかった質問であり、意見に賛否がありました。

（部会長）意見は分かれていましたが、どちらかというところ、「コミュニティが継続して受けること」、「専門性を確保することできないこと」で難しいという意見でした。

（委員）コミュニティはプロではありませんので、仕事をしながら参画するボランティア的な組織であります。水道事業では平均した作業が求められますので、ある時は100点、ある時0点は許されません。そこが他のビジネスとは違います。水道事業の特性を考えて、コミュニティの方々のリスクな部分を勘案して、できる部分とできない部分を仕分けして始めなければなりません。

市民参加型のまちづくりが大切であり、重視されています。そのような意志を持っておられる方は財産であります。その意思をできるだけ吸い上げて、将来に繋げることは大切です。

（事務局）川西市でも地域に何をお願いできるか、地域と意見交換しながら模索している現状であります。

（委員）使用者代表委員に審議していただいており、できないことは書けませんが、答申素案に文言を残す方がいいかもしれません。

（事務局）検針業務は無理ではありますが、地域の一定ヤードに緊急用の消火栓、散水を設置して、自主防災として初期活動することは参画と協働であります。

（部会長）具体的な施策の提案はないのですが、何か答申素案に入れることでよろしいでしょうか。

（委員）何か、ボランティアとかコミュニティにお願いできることありませんか。

（事務局）水道事業体が、意見を聞いたこともありませんし、コミュニティだけでなく自治会などいろいろな団体があります。

（部会長）第2回審議会では、この意見には時間を費やしていただきましたので、まったく記述しないのは避けたいですが、難しい意見です。

最後に、その他の「審議会の開催が4年に1回程度ではチェック機能や委員の声を聞く機

会が少ないと思う。少なくとも2年に1回は開くべきではないか。」という意見であります。何か意見はありますか。

(委員) 他市、川西市の他の審議会の場合はどのような状況ですか。

(部会長) 計画前に1回、計画終了後1回の開催であり、途中での開催はないようです。

(事務局) 内容によりましては、自己点検、自己評価をやっています。病院の改革プランなどは、自己点検を4半期ごとに院内で行い、その結果を審議会や評価部会に報告しています。

(委員) 予算・決算は、毎年、議会でチェックされています。それとは別に取組の進捗状況のチェックをすることとなります。これは、2重のチェックのような意味合いではありません。この場合、チェックした結果はフィードバックしなければなりません。それに対する意見をどこまで受け止めるのか。仮に、議会と相違があった時にどうしていくのか。といった問題が出てきます。

(事務局) 5年間の審議された計画は、議会に報告していきます。それに基づく予算を作成し、決算となります。決算に基づき時点修正し、計画と整合させながら次の予算を作成する。それを議会で審議する。その繰り返しであります。計画と大きく乖離がある場合は、その説明を予算・決算でおこないます。計画の途中での修正は、事業展開にも変更が生じることにもなりかねませんので、計画期間5年間の審議会であれば、それは一つのものであると考えます。

(部会長) 審議会以外では可能性はありますか。

(事務局) 中間報告ということで、部会の構成委員の方に計画と実績との差異を、前期の未実施の工事を評価していただいたように、評価はできます。

(部会長) それが可能であれば、「中間期において何らかのチェック機能を果たす仕組みを考慮すべきである。」ということは答申素案で記述できます。

(委員) 議会チェックとの関係はどうしますか。

(部会長) チェックの意味合いですが、計画がどのように実施されているかを確認するだけの機能になります。議会の方は予算を審議する機能はありますが、あまり細かいところまではチェックされないでしょう。その中身を精査した報告書で見ると、チェックということにはなりません。

(委員)事務局の説明は水道事業で自己点検し、簡単な報告書を作成する。その報告書を外部の評価委員の市民に見てもらおう。進捗状況をチェックし、計画との差異の理由を検討してもらおうということですか。

(事務局)市民の評価となると、チェック機能としての予算・決算の議会での審議と2重チェックとなってしまいます。チェック機能は議会であります。

(委員)そちらの方が法的であります。

(委員)市民の代表の方にチェックしてもらうよりも、説明責任を果たすという、アカウントビリティ的なアプローチが現実的かも知れません。自己点検をし、議会でもチェックし、その結果を市民に説明します。

(部会長)新たな何かを別に設けずに、そのことを意識して、水道事業は、市民の方に納得していただけるようにすべきです。

(委員)これも、コスト、時間がかかります。自己点検の報告書の作成も手間がかかります。それだけのベネフィット、成果があればいいんです。

(部会長)現状、自己点検というのはどのように毎年1回されていますか。

(事務局)計画と決算を評価します。その間に評価に基づく予算があります。その繰り返しが計画と実績の比較であります。前期4年間はその繰り返しの積み上げです。

(部会長)公開されているのは、概略的な数値なのですか。

(委員)一つずつの事業の中身はチェックされていませんか。鉛製給水管の残存率などは議会ではチェックをされないですか。

(事務局)指標として表れてきますので、議会でのチェックはかかる事業もあります。審議されています鉛製給水管・基幹施設・基幹管路の更新などの指標はあります。

(委員)議会としての機能は果たしています。審議会は5年間の計画を審議していますので、中間でのチェックは整合性はとれないです。

(部会長)議会でのチェックした内容は、どのように市民は知ることができるのですか。

(事務局)議事録を公開していますので、審議内容を確認できます。

(委員) 議員は市民の代表ですから基本は議会であります。

(事務局) 水道ビジョンのようなプラン系は、毎年度並びに中間報告を議会には積極的にしていません。

(委員) 中間は一般的には4年～5年で、長期が10年であります。今回が4年で中間であります。

(部会長) 4年の中間が2年、2年は変更できません。

(事務局) 水道ビジョンの計画全体は9年間であり、前期4年の検証をし、それを反映して後期5年計画を作成しています。

(委員) 4年で審議会でのチェック機能を果たしており、毎年度は、議会でのチェックがあり、2年に一回のチェックは必要ないと考えます。

(部会長) 議事録も公開されていますから、議会での資料を確認することができます。

(委員) 2年に1回やっているのは近隣市でありますか。

(事務局) 中小水道事業体で4年に1回の審議会を開催しているところは少ないです。料金改定時に臨時的に開催される場合が多いです。川西市は審議会の水道ビジョン計画の審議を通じて、経営状況も審議いただく形態をとっています。ビジョン計画の審議会を開催して答申をいただく事業体は少ないです。

(事務局) 本市は、計画を作成し、実施できたか、できなかったかを検証し、事業を計画的に実施するスタンスとして4年に1回の経営審議会による確認をしています。

(部会長) 「毎年度確認はできているが、進捗状況を確認し、その内容を公開する姿勢を持つべきである。」のような内容の文言でいかがでしょうか。

(委員) 結構です。

(部会長) 使用者代表委員の意見は、そのまま別途載せるのではなく、部会報告に加味することで審議してきました。基本的には部会報告を中心に置いて、使用者代表委員の意見を考慮しながら、若干変更はありました。鉛製給水管は、章立ては少し変更することとします。部会長と会長で答申素案を作成して部会委員に、次回部会で最終チェックしていきます。

(委員)全体にかかわることで、確認したいことがあります。今回の経営審議会は9年間の全体計画があり、前期4年間と後期5年間の取組みを審議することです。前期4年間は検証であり、計画目標があり、どこまで達成できているか、つまり事実の確認であり、これはイメージが持てます。

後期5年間は、計画について審議を重ねてきましたが、審議目的のイメージが何であるかです。いろいろな側面があり、事業計画の妥当性なのか、適正性なのか、実行可能性なのかということです。どうなのでしょう。

(部会長)今までの審議の流れからすると、9年間の計画が4年経過し、給水人口の増加が見込めず、事業面においても、未実施も増えてきました。

このような状況で、「後期の財政の状況・実施すべき工事をどのように考えるか。」、ということです。9年間の前期4年が経過したところで、後半5年間でどのように修正したらよいかという提案部分であると理解しています。

(委員)それは、後期5年間の計画実行可能性です。

(部会長)後期5年間の実行可能性を主に審議してきたと理解しています。妥当性となりますと水道ビジョンの基本理念に戻って審議しないといけないこととなります。

(委員)未処分利益剰余金を後期5年間の取組の中で市民に還元していきます。それが資金的に可能かどうかを審議することであると受け止めています。メインはこのことだと考えています。

(部会長)計画の実行可能性を焦点としての審議内容ですので、そのように答申素案を作成します。

(委員)後期水道ビジョンに掲げられている財政・事業計画の適否については、深く触れることは審議会の役割を超えた論点だと受け止めてよろしいでしょうか。

(部会長)何か意見ありますでしょうか。

(委員)ありません。

(部会長)審議を終わります。議事の2番目、次回開催日時についてであります。次回は第5回部会であり10月9日、火曜日の午後6時から開催します。

(委員)結構です。

(部会長)次回は、使用者代表者に確認していただく答申(案)を作成しますのでよろしく

お願いいたします。

(部会長) それでは、本日は以上で閉会をいたします。